

公設試験研究機関等利用促進助成金

区内中小企業者が自社の製品及び技術開発力の向上を図るため、公設試験研究機関や大学、高等専門学校等の依頼試験等を利用する場合の経費の一部を助成します。

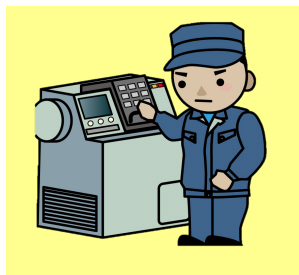
助成対象者 区内中小企業者（個人事業者にあつては、住所及び主たる事業所が区内にあること。）

助成対象機関 国や地方公共団体が設立した研究機関及び大学等
(例：(地独)東京都立産業技術研究センター、(国研)産業技術総合研究所 など)

助成金額 助成対象経費の2分の1以内・限度額10万円/社

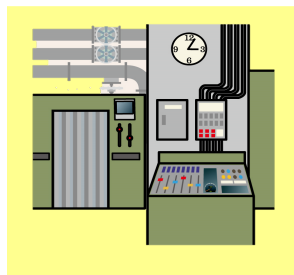
助成対象となる事業内容

依頼試験



製品・材料等の試験、測定、分析等にかかる費用

試験機器の利用



製品・材料等の試作、測定、分析等を行うための機器利用にかかる費用

開発支援



デザインや設計、各種加工、試作、性能評価等のサポートにかかる費用

技術相談



製品・技術に関する専門的な相談を行う際にかかる費用


詳しくは裏面をご覧ください

【お申込み・お問い合わせ】江戸川区 産業経済部 産業経済課 ものづくり産業係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 【電話】03-5662-0525

公設試験研究機関等利用促進助成金

区内中小企業者が自社の製品及び技術開発力の向上を図るため、公設試験研究機関や大学、高等専門学校等の依頼試験等を利用する場合の経費の一部を助成します。

助成対象経費	<p>(1) 依頼試験 製品・材料等の試験・測定・分析等に係る経費</p> <p>(2) 試験機器の利用 製品・材料等の試作、測定、分析等を行うための機器利用に係る経費</p> <p>(3) 開発支援 デザイン・設計・各種加工・試作・性能評価等のサポートに係る経費</p> <p>(4) 技術相談 製品・技術に関する専門的な相談を行う際に係る費用</p> <p>※ 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等）は対象になりません。</p>
申込資格	<p>以下の全ての条件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 中小企業基本法(昭和36年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であること</p> <p>(2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。</p> <p>(3) 江戸川区内に本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること。</p> <p>(4) 対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。</p>
助成率	助成対象経費の2分の1以内
助成限度額	10万円/社
提出書類	<p>(1) 助成金交付申請書</p> <p>(2) 事業所概要</p> <p>(3) 試験・機器等経費内訳書</p> <p>(4) 助成事業の利用及び支援を受けたことが確認できるもの</p> <p>(5) 経費を支払った請求書及び領収書等の写し</p> <p>(6) 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書(個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書)</p> <p>(7) 個人事業者の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し ※直近の確定申告書の写しは、事業所の所在地がわかるもので、かつ、税務署の受付印のあるものとする。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。</p>
助成の流れ	<p>※事業の実施前に、助成内容等についてお問い合わせください。</p> <p>(1) 事業の実施</p> <p>(2) 申請書類提出 (申請書類は区ホームページからダウンロードできます。)</p> <p>(3) 助成金交付決定(助成金交付決定通知書を送付します。)</p> <p>(4) 助成金交付請求書提出</p> <p>(5) 助成金の交付(ご指定の口座に振り込みます。)</p>
お問い合わせ先(受付窓口)	<p>江戸川区 産業経済部 産業経済課 ものづくり産業係 (江戸川区役所 西棟1階2番窓口) 電話 03-5662-0525 ファクシミリ 03-5662-0812</p> <p>江戸川区 公設試験研究機関等利用促進助成金 検索</p>  <p>2023年4月版</p>